

保育士等処遇改善臨時特例事業について

資料5-1

1. 事業概要

保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

2. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※¹により、補助額以上の賃金改善を実施※²すること

※¹ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

※² 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分(人件費▲0.9%)に対応する補助を行うことを踏まえて、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

3. 対象職員

保育所等に勤務する職員

※役員を兼務する施設長を除く

市保育士等処遇改善臨時特例事業について

1. 事業概要

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」における、公定価格上の職員配置に基づいて算定される人数を超えて、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を支給する。

2. 実施要件、対象施設・事業所

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に準じる。

3. 算定対象職員

休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員・一時保育事業に係る配置職員

4. 補助基準額(賃金改善部分)

算定対象職員一名につき、月額11,000円(9,000+法定福利費事業主負担分)

5. 加算見込額

補助基準額(月額) × 令和3年度平均対象職員数(各算定対象についてそれぞれ算定) × 事業実施月数

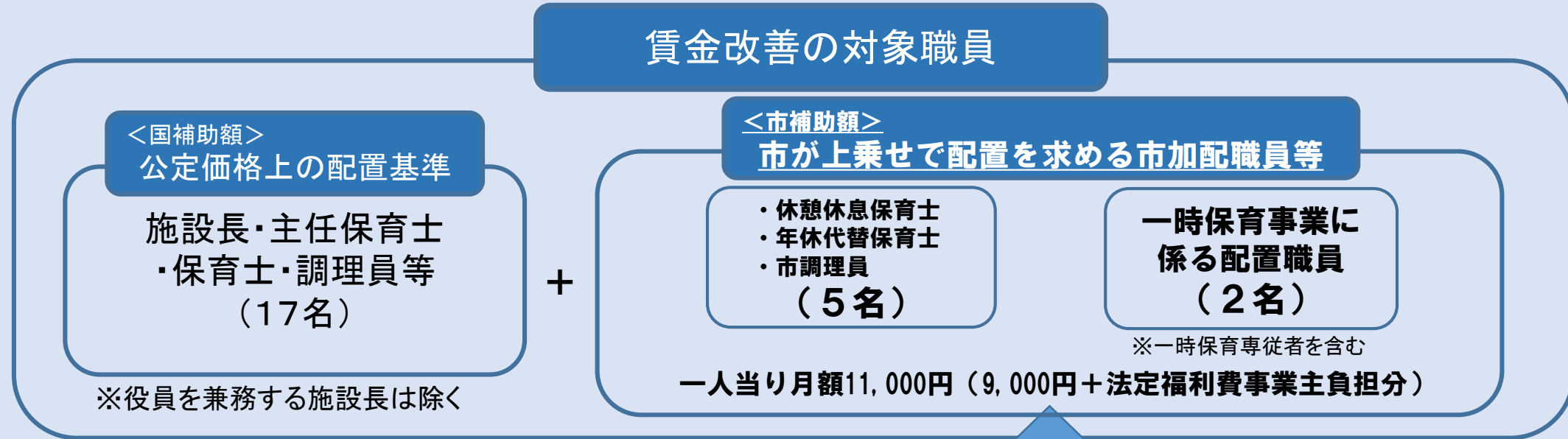
※令和4年2月分から令和4年9月分については、令和3年4月～令和4年3月(令和4年1月～3月は令和3年12月の人数と同数とする)の平均対象職員数とする。

※国の補助額と異なり、市の補助額については、施設間配分は行えない。

※国補助額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市補助額を拠出額と同額分減額とする。

市保育士等処遇改善臨時特例事業イメージ図

＜定員＝90人、職員＝24人(施設長1人、主任1人、保育士19人、調理員3人。一時保育事業実施＞
＜公定価格上の必要保育士数13名＋調理員2名＞＜市加配保育士数4名＋市加配調理員1名＋一時保育配置職員2名＞



＜留意事項＞

上記モデルは市の補助額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国補助額」と「市補助額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。
(ただし、一時保育に係る配置職員は原則賃金改善の対象職員とすること)

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

＜加算見込額＞

11,000円(補助基準額)×7名(年度平均対象職員数)
×事業実施月数

実績報告について

1. 概要

保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から令和4年9月まで実施したことを確認します。

※新規開設園等については、令和4年4月から令和4年9月まで

2. スケジュール

令和3年度分(令和4年2月・3月)と令和4年度分(令和4年4月から令和4年9月まで)についての実績報告をまとめて行うことを予定しています。

※国から明確な確認方法等が示されましたら、川崎市から御案内します。

現時点では給与規定・賃金台帳等の提出を予定していますが変更がありましたら、別途通知いたします。

令和4年10月以降について

1. 公定価格について

令和4年10月以降については、公定価格の見直しにより、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる措置を講じることが予定されています。

※国から明確な方針等が示されましたら、川崎市から御案内します。

2. 市加算について

市加算の取扱については、公定価格の見直しを受けて、別途通知等を予定しています。なお、10月以降も制度は継続を予定しているため、継続を前提に、「国補助額」と「市補助額」どちらも賃金改善に充てられる体制の整備に御協力ください。